

(4) 特定秘密の提示（内閣衛星情報センターにおける説明聴取（委員派遣））

情報監視審査会は、令和5年5月15日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため委員を内閣衛星情報センター（東京都）に派遣した。

なお、審査会は、派遣先において特定秘密の提示を受けるため、同年4月10日、国会法第102条の15に基づき、岸田内閣総理大臣に対して、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行い、併せて東京都（内閣衛星情報センター）への委員派遣の決議を行った。

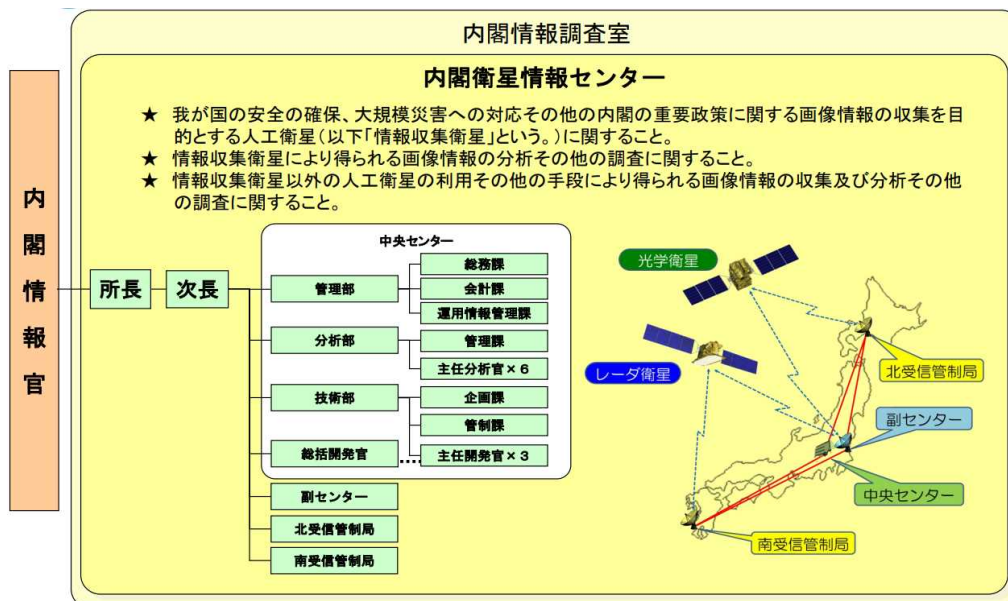
派遣委員一行は、まず、納富所長、木村技術部長から、内閣衛星情報センターの概要、情報収集衛星の運用・管理及び情報収集衛星の開発業務について、それぞれ説明を聴取した。

次に、シールドルーム内において、納富所長、中村分析部長から、分析業務に関し、同センターが情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した特定秘密である成果物の提示を受け、説明を聴取するとともに、質疑応答を行った。続いて、特定秘密文書の不正な印刷又は持ち出し等を防止するため実施している印刷及び管理の強化について、説明を聴取した。

また、別のシールドルーム内において、特定秘密の保全状況を確認するため、特定秘密を保管する金庫の視察及び特定秘密文書の確認を行った。

さらに、別のシールドルーム内において、管制課長から、管制業務について説明を聴取した。

その後、会議室において、同センターが運用する情報収集衛星に関する質疑応答を行った。派遣概要は、以下のとおりである。



（出所）内閣官房資料

ア 派遣委員

会 長 小野寺 五 典 君 (自民)
田 村 憲 久 君 (自民) 伊 藤 達 也 君 (自民)
伊 東 良 孝 君 (自民) 大 西 健 介 君 (立憲)
鈴 木 庸 介 君 (立憲) 和 田 有 一 朗 君 (維新)
大 口 善 徳 君 (公明)

イ 提示を受けた特定秘密

提示を受けた特定秘密の概要	指定行政機関	提示要求 議決日	提示日
<ul style="list-style-type: none">・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報・情報収集衛星に係る暗号に関する情報	内閣官房 (内閣衛星情報センター)	令和5年 4月10日	令和5年 5月15日

ウ 内閣衛星情報センターの説明概要

(ア) 情報収集衛星導入の経緯

平成10年8月の北朝鮮によるミサイル「テポドン」の発射を契機に、同年12月の閣議において、情報収集衛星の導入を決定した。

任務としては、我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする情報収集衛星の開発及び運用を行い、得られた画像情報を元にプロダクトの作成、利用を行っている。

(イ) 情報収集衛星等の種類と運用状況

令和5年5月15日現在、光学衛星3機（5号機、6号機及び7号機）及びレーダ衛星5機（3号機、4号機、予備機、5号機及び6号機）が運用されており、その設計寿命は5年である。また、データ中継衛星1機が運用されている。なお、令和5年1月に打ち上げが成功したレーダ7号機については、運用開始に向けて、所要の作業中である。

(ウ) 情報収集衛星の利用分野例

情報収集衛星によって得られた情報は、我が国の安全保障に係る各種情報の収集、大規模災害による被災状況の把握及び推定等に利用されている。また、得られた情報及びこれに基づき作成された成果物は、内閣衛星情報センターから適時適切に内閣総理大臣官邸及び利用省庁に配付している。

(エ) 組織体制

内閣衛星情報センターは、内閣情報官をトップとする内閣情報調査室に設置されており、所長、次長の下、中央センター、副センター、北受信管制局及び南受信管制局が置かれている。職員数につき、令和5年度は実員382人となっている。また、情報収集衛星の予算は、近年では、概ね800億円となっている。

(オ) 情報収集衛星の運用体制

令和5年1月に打ち上げられたレーダ7号機は、過去打ち上げた衛星の設計寿命を踏まえ、開発・打ち上げを計画してきたものであり、設計寿命を超えた衛星と組み合わせて運用することで、関心対象を撮像する機会が増えるほか、総合的な画質、俊敏性及びデータ中継機能を具備することによる即時性がそれぞれ向上している。

(カ) 今後の取組

令和2年に閣議決定された宇宙基本計画を踏まえ、衛星10機体制（「基幹衛星」4機、「時間軸多様化衛星」4機及び「データ中継衛星」2機）を目標とし、着実に達成させたいと考えている。

また、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しくなり、民間において様々な衛星や新しい技術が開発・運用されている。これを踏まえ、安全保障環境の変化に応じた情報のニーズに応えられるよう、そうした技術を積極的に導入するとともに、10機体制が達成した後、どのような形で整備を進めていくかということにつき、不断の検討を行う必要がある。

エ 情報収集衛星の運用・管理の概要

(ア) 情報収集衛星の開発・運用体制

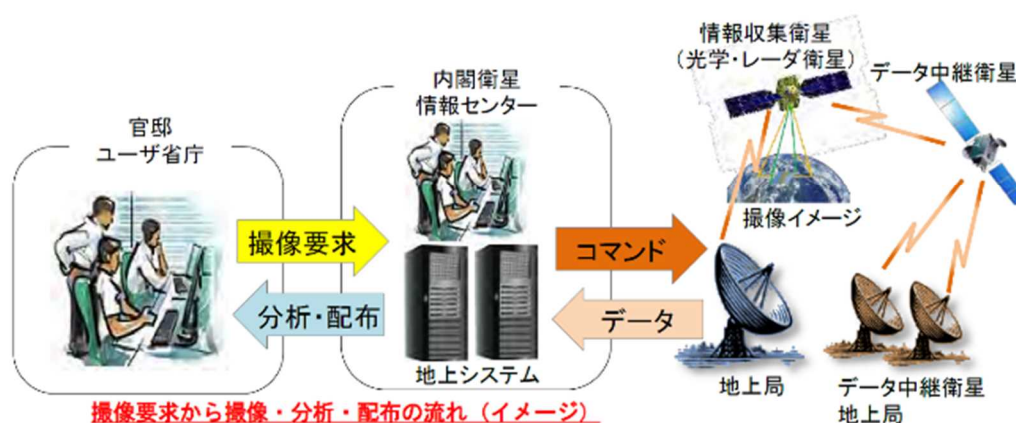
内閣情報会議（議長：内閣官房長官）の下に、情報コミュニティ省庁をメンバーとする情報収集衛星運営委員会（委員長：内閣官房副長官（事務））

及びこれにメンバーとして開発関係省庁が加わった情報収集衛星推進委員会（委員長：内閣官房副長官（事務））が置かれている。その下で、内閣衛星情報センターが情報収集衛星の開発・運用を行っている。

(イ) 情報収集衛星の利用の流れ

各利用省庁から、情報収集衛星運営委員会が撮像要求を受け、調整、決定する。内閣衛星情報センターではこれに従い撮像計画を作成し、衛星にコマンドを送り、撮影したデータを衛星から受け取り、データの処理・分析を行った後、利用省庁にプロダクトとして配付している。

<情報収集衛星運用イメージ>



(出所) 内閣官房資料

(ウ) 撮像画像の公開

撮像画像は基本的に全て非公開であるが、平成 27 年以降、例外として、大規模災害発生等の際、加工処理を施した衛星画像を内閣官房ホームページに掲載している。近年では、令和 2 年 7 月に発生した熊本県の豪雨災害の際に、加工処理画像を公開している。

(I) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定

内閣衛星情報センターでは、①画像情報の収集分析対象、画像情報そのもの及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報、②情報収集衛星が特定の時点、期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報、③情報収集衛星の暗号に係る情報の 3 種 63 件の特定秘密を指定しており、いずれも指定の有効期間は 5 年である。

(オ) 特定秘密が記録された文書等の保有状況

内閣衛星情報センターが保有する特定秘密が記録された文書等（各省庁に配付するプロダクトや画像情報の元データ等）は、約 129,000 件に上り、そのほとんどが電磁的記録である。

(カ) 特定秘密文書持ち出し事案を受けての再発防止策

令和 3 年 9 月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書を庁舎外に持ち出す事案が生じたことを受け、内閣衛星情報センターでは以下の再発防止策を実施している。

① 保全教育の徹底

今般の事案における問題点を具体的にケーススタディとして研修資料に記載するなど教育内容の見直し。

② 特定秘密文書の印刷及び管理の強化

特定秘密文書を印刷する場合は、保全責任者の許可を必要とすることとし、また、文書には持ち出し防止用のセンサタグを貼付することとした。併せて、保全責任者が印刷履歴を確認し、不正な印刷の有無、特定秘密文書等管理簿への記載状況等につき、確認することとした。

③ 所持品検査の徹底

センター職員（幹部職員含む）に対し、定期的及び抜き打ちの所持品検査を実施。

オ 情報収集衛星の開発業務

衛星は、宇宙の過酷な環境での運用になり、打ち上げた後は不具合が発生しても、修復が基本的に不可能である。

特に、情報収集衛星はより高精度の画像を追求しつつ、厳しい実運用に耐え得る信頼性が必要となる。したがって、開発の各段階において、十分な確認を行いつつ、より確実な開発を進めていくことが不可欠であるため、長期にわたる大規模な開発事業となる。

カ 派遣委員による質疑の概要

- ・内閣衛星情報センターにおける適性評価の実施状況
- ・内閣衛星情報センター職員の採用及び職員育成等並びに元職員の守秘義務等の現状

- ・ 適合事業者における秘密保全状況の把握
- ・ 他省庁との連携状況
- ・ 次期運用開始予定の情報収集衛星の概要
- ・ 利用省庁からの撮像要請件数
- ・ 衛星攻撃衛星等への対策の現状
- ・ 宇宙デブリへの対策の現状
- ・ 情報収集衛星の耐用年数の現状
- ・ 次期宇宙基本計画の検討状況 等



内閣衛星情報センターへの委員派遣（令和5年5月15日）